

大紀町簡易水道をご使用になる方、又はご使用を止められる方へ

○ 新設で水道を開始される方（新築等により新しく水道をひかれる方）

窓口で手続きが必要となり、加入金が必要となります。（※1 加入金参照）
加入金の入金を確認された時点で、給水装置（水道メーター）をお渡しします。

水道本管からの引き込み工事及び給水装置取り付け工事については、大紀町指定給水装置工事事業者（※大紀町ホームページ内に事業者一覧表があります）による工事が必要となり、工事費用はお客様のご負担となります。

○ 水道料金について

水道料金については、使用された月の翌月より納付書を送付させていただき、大紀町役場窓口、又は指定の金融機関窓口でお支払いをいただくこととなります。

毎月10 m³までの使用が基本料金となります。（※大紀町ホームページ内に料金表掲載）それ以上使われる場合は1 m³ごとに追加金額が加算されます。

・口座振替が便利です！

毎月、納め忘れのない口座振替が便利です。希望される方は、振替口座の印鑑を持参のうえ振替可能金融機関（※2）窓口で手続きをお願いします。

○ 水道を停水したい場合（閉栓）

長期間水道を使用されない等、水道を止めたい場合は、役場本庁環境水道課、又は各支所窓口にて閉栓の申し込みをお願いします。

閉栓の申し込みがない場合は、水道を使用していなくても、基本料金がかかりますのでご承知下さい。

○ 閉栓（停水）していた水道を使いたい場合（開栓）

水道使用を再開される場合も、役場窓口の開栓の申し込みが必要となります。その際、開栓手数料として500円が必要となりますのでご承知下さい。

○ 名義を変更したい場合

給水装置の所有者、又は使用者の名義を変更するには、役場窓口において「給水装置使用（所有）者変更届」を提出していただく必要があります。



※1 別表第2(第4条関係) 簡易水道加入金一覧

区 分		加入金(1戸当たり)	
大宮簡易水道	滝原(三瀬川、船木、阿淵、長者野を除く。)、阿曾	100,000 円	
	野原(黒坂を除く。)	110,000 円	
	長者野	150,000 円	
	七保(野原を除く。)、黒坂、三瀬川、船木、阿淵	350,000 円	
大紀簡易水道	柏野、崎	φ 13mm	150,000 円
		φ 20mm	200,000 円
		φ 25mm	300,000 円
		φ 30mm以上	町長が定める額
	大内山	φ 13mm	50,000 円
		φ 20mm	60,000 円
		φ 25mm	90,000 円
		φ 30mm	120,000 円
		φ 50mm	160,000 円
		φ 75mm以上	町長が定める額
錦簡易水道	錦	25,000 円	

※2 大紀町水道料金口座振替金融機関

百五銀行、J A伊勢、三重信用金庫、第三銀行、三重県信用漁業協同組合連合会
ゆうちょ銀行、みずほ銀行

お問い合わせ

〒519-2703

三重県度会郡大紀町滝原1610番地1

大紀町役場環境水道課

TEL 0598-86-2245